

令和6年8月28日

各位

公益社団法人北海道観光機構
会長 小金澤 健司
(公印省略)

「令和6年度アドベンチャートラベル推進事業冬季FAMツアー及び商談会実施事業」の
委託に係る企画提案の募集について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。
当機構では、標記事業に係る業務受託者選定のための企画提案を下記のとおり募集いたします。

敬具

記

1. 事業名

令和6年度 アドベンチャートラベル推進事業冬季FAMツアー及び商談会実施事業

2. 事業目的

昨年9月にアドベンチャートラベル・ワールドサミット北海道・日本(ATWS2023)がアジアで初めて実地開催されたことを受けて、海外から北海道へのアドベンチャートラベル(AT)における注目度が高まっている一方で、ATWS2023参加者アンケートでは「情報不足」を課題として挙げられたほか、「現地視察」や「旅行会社(ツアーオペレーター)の紹介」を求める意見が多かったことから、引き続き、海外ツアーオペレーターへの情報提供の機会が求められている。

本事業では、北海道のATの魅力海外ツアーオペレーターに向けて効果的に情報提供するため、FAMツアーを実施するとともに、招請者と道内のツアーオペレーターの間で商談会を開催する。

3. 応募方法

募集要領を読み、期限までに必要書類をご提出ください。

4. 今後のスケジュール(予定)

8月28日(水)	公示
9月6日(金)	企画提案の参加表明期限
9月24日(火)	企画提案書の提出期限
9月下旬	審査会(ヒアリング審査)の実施(予定) ※4社以上応募の場合は書類による予備審査に上、上位3位による 本審査(ヒアリング審査)を行なう
10月上旬	委託事業者決定、契約締結、事業の実施

5. 問合せ先

札幌市中央区北3条西7丁目
公益社団法人 北海道観光機構
観光戦略部 角 猛志

Email t_sumi@visithkd.or.jp TEL 011-231-0941

令和6度アドベンチャートラベル推進事業 冬季FAMツアー及び商談会実施事業 企画提案募集要領（企画提案指示書）

1. 事業目的

昨年9月にアドベンチャートラベル・ワールドサミット北海道・日本（ATWS2023）がアジアで初めて実地開催されたことを受けて、海外から北海道へのアドベンチャートラベル（AT）における注目度が高まっている一方で、ATWS2023参加者アンケートでは「情報不足」を課題として挙げられたほか、「現地視察」や「旅行会社（ツアーオペレーター）の紹介」を求める意見が多かったことから、引き続き、海外ツアーオペレーターへの情報提供の機会が求められている。

本事業では、北海道のATの魅力を海外ツアーオペレーターに向けて効果的に情報提供するため、FAMツアーを実施するとともに、招請者と道内のツアーオペレーターの間で商談会を開催する。

2. 事業実施主体及び事業実施方法

公益社団法人北海道観光機構（以下「観光機構」という。）が主体となり、民間企業等に委託して実施する。

3. 企画提案応募条件等

単体企業等又は複数企業等による連合体（以下「コンソーシアム」という。）とし、単体企業等及コンソーシアムの構成員は、次のいずれにも該当すること。

- (1) 道内に本・支店等を有する次のいずれかの者であること。ただし、コンソーシアムの場合、構成員のうち1者以上が道内に本・支店等を有する場合は可とする（なお、コンソーシアムの場合には、別紙協定書の写しを提出すること）。
 - ① 民間企業
 - ② 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人
 - ③ その他の法人、又は法人以外の団体等
- (2) コンソーシアムの構成員が単独企業又は他のコンソーシアムの構成員として、この企画提案に参加する者でないこと。
- (3) 提案事項を的確に実施し、成果物の品質管理能力を有する者であること。
- (4) 観光機構が必要と判断する際に、観光機構にて業務打合せを行える人員・業務実施体制を取ることができる者であること。
- (5) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。

4. 契約方法等

公募型プロポーザル方式（価格考慮型）による随意契約

※企画提案内容に加えて価格についても審査基準の要素とする。

5. 委託事業費（上限）

11,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

6. 委託期間及び業務スケジュール

- (1) 委託期間：契約締結日から令和7年3月14日（金）まで
- (2) 業務スケジュール
 - 8月28日（水） 公示
 - 9月6日（金） 企画提案の参加表明期限
 - 9月24日（火） 企画提案書の提出期限

9月下旬	審査会（ヒアリング審査）の実施（予定） ※4社以上応募の場合は、書類による予備審査の上、上位3位による本審査（ヒアリング審査）を行なう
10月上旬	本見積書の提出、委託事業者決定、契約締結、事業の実施
3月14日（金）	実績報告書の提出、委託業務の終了

7. 業務委託内容（企画提案事項）

(1) 招へい者の選定

ATに知見がある欧米豪のツアーオペレーターを選定すること。

① 招へい対象者

欧米豪にて、日本を対象とした商品造成及び販売を行っているツアーオペレーターとするが、今後、商品造成・販売を検討しているツアーオペレーターも可とする。

※ATTAの会員やATWS2023に参加したツアーオペレーターが望ましいがその限りではない

② 招へい者の候補を一覧にして提案すること。

③ 招へい者数

5名（5社）以上

※最終選定は観光機構と協議のうえ行うこと。

(2) FAMツアーの実施

北海道の冬のアクティビティを含むATコースを提案すること。

① 実施時期

令和7年1月～令和7年2月

実施可能なスケジュールを提案すること。

② 実施コース

北海道内の冬季AT適地を提案すること。

③ FAM日数

道内で4泊5日以上適切な日程。

※FAM開始時の前泊および終了時の後泊はFAM日数に含めないこと（1日目の午前から最終日の午後までを含めた4泊5日以上道内での旅程とし、最終日は札幌にてリアル商談会を開催する事）。

④ アクティビティ

北海道の冬を感じることでできるアクティビティが望ましい。アクティビティの他にもAT構成要素である文化体験、地域交流も含めたATコースを検討すること（ATWS2023のプレサミットアドベンチャー※と同等の構成）。

※プレサミットアドベンチャーとはATWS会期前にサミット参加者向けに募集催行する4～5日間程度のATツアーのこと。

ATWS2023参考WEBページ：<https://events.adventuretravel.biz/summit/hokkaido-2023/pre-summit-adventures>

⑤ 言語

英語で実施すること。

英語でのガイドが難しい場合は通訳できるものを同行させること。

⑥ バイヤー参加者を意識した行程

参加者がバイヤーであることを意識し、アクティビティ体験後のガイドや施設に対する質問等の時間を考慮したゆとりのある行程とすること。

⑦ スルーガイドの同行

ツアーの全体ストーリー説明できるスルーガイド又は添乗員を同行させること。可能な限り北海道アドベンチャートラベルガイド資格保有者をアサインすること。

⑧ アクティビティガイド

アクティビティガイドの保有資格を明示すること。可能な限り北海道アウトドアガイド資格保有者若しくは北海道アドベンチャートラベルガイド資格保有者をアサイン

すること。

⑨ その他

- ・招へい者のインバウンド保険（または国内旅行傷害保険）に加入すること
- ・招へい者の出発国空港からの移動旅費を全て事業費に含めること
- ・乗継地やツアー開始前後の宿泊が必要な場合はその手配を事業費に含めること
- ・招へい者の査証取得が必要な場合はその取得サポートを行うこと
- ・ツアー最終日に、招へい者に対してアンケートを実施すること

(3) 商談会の実施

FAM 最終日に商談会を開催する事。

① 実施場所・時間

- (ア) 場所：札幌市内
- (イ) 商談時間：商談 1 枠 20 分程度

② 参加対象

- (ア) 本事業にて招へいする欧米豪バイヤー5名（5社）以上
- (イ) 国内セラー 北海道 AT 商品を取扱う道内ツアーオペレーター5名（5社）以上

③ 業務内容

- (ア) 国内セラーの案内・集客・とりまとめ
- (イ) 招へい者が事前に国内セラーの情報（AT 商品、企業案内、動画など）を商談会前または商談会中に閲覧できるようにすることとし、効果的な商談に繋がるようにすること
- (ウ) 国内セラーに対しては、事前に招請者の事業者情報を公開し、商談に備える機会を提供すること
- (エ) 会場・備品手配・会場側との調整業務
- (オ) 商談プログラムの策定
- (カ) 商談会当日の運営及び進行管理
- (キ) アンケート実施・集計・分析（バイヤー・セラー）
※誘客に繋がるようなアンケート内容とし、結果を分析すること

④ 目標 KPI

商談実績を 25 件以上とすること。

*北海道観光機構グランドデザインに、外国人数 KPI の 2030 年目標を 500 万人としており、それを念頭に上記 KPI の達成に努めること。

https://www.visit-hokkaido.jp/asset/company/r06_business_plan.pdf

北海道観光機構グランドデザイン

(4) 地域及び事業者への協力依頼

可能な限り地域の関係者や事業者の協力（プレスリリースによる無料パブリシティ等）を得ることにより、委託事業費と同額程度の現物協賛の獲得に努めること。

(5) その他

上記以外に「冬季 FAM ツアー実施事業」の充実を図る提案があれば盛り込むこと。

(6) 上記(1)～(5)の業務遂行にかかる計画の策定

(7) 上記(1)～(5)の業務にかかる進行管理

(8) 事業実績報告書及び成果物の提出

- ① 事業実績報告書 紙媒体 3 部及び電子データ（USB メモリに入れて納品）

- ② 成果物 商談会のアンケート結果を分析した資料を提出すること。

8. 参加表明

企画提案提出前に、次のとおり参加表明を行なうこと。

- (1) 提出期限 令和6年9月6日(金) 17:00
- (2) 提出方法 メール
- (3) 提出場所 観光戦略部 角 猛志 t_sumi@visithkd.or.jp

9. 企画提案書の提出

(1) 提出書類

① 企画提案書

上記「7. 業務委託内容(企画提案事項)」に係る企画提案事項を記載すること。
審査上、具体的な企業名・氏名が分からないように作成すること。

② 企画提案事項の総括表

各提案事項を簡潔にまとめたものとする(A4用紙1枚程度)。

③ 実施スケジュール

執行体制について分かりやすいように詳細に記載すること(企画提案が採択された後は、業務処理計画書として再提出する)。

④ 事業実績

会社等の業務内容及び本事業に類似した業務実績について記載すること。
ただし、観光機構から過去に受託した事業の実績については、記載しない。

⑤ 業務実施体制

当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制のほか、協力会社等を具体的に記載すること。

⑥ コンソーシアム協定書の写し

コンソーシアムで企画提案する場合に提出すること(定型書式は別添のとおり)

⑦ 見積書(参考見積り)

- 押印不要(企画提案が採択された後、押印付の本見積書を再提出する)
- 再委託がある場合は、該当する経費項目を明確にすること

(2) 規格及び部数

A4判 5部(社名あり1部、社名なし4部)

(3) 提出方法

提出場所に持参または郵送(提出期限必着)すること。FAX、メールでの提出は不可。

(4) 提出期限

令和6年9月24日(火) 15:00(厳守)

(5) 提出場所

札幌市中央区北3条西7丁目
(公社)北海道観光機構
観光戦略部
担当:角 猛志 TEL 011-231-0941

10. 選定基準

(1) 業務遂行能力

北海道観光等の実情に精通し、業務を遂行するにあたっての実施体制が確保され、遂行能力があると判断できるか。

(2) 企画提案の目的適合性

- 指示内容が十分理解されているか。
- 協力体制など人的ネットワークが確保されているか。
- 効果的な事業内容となっているか。

(3) 実現性

事業の組み立てに具体性があり、実現可能な提案になっているか。

(4) 経済合理性

費用対効果が高い提案になっているか。

11. 応募上の留意事項

(1) 企画提案は、1社1提案とする。

(2) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(3) 提出された企画提案書は返却しない。

(4) 参加表明書の提出があっても、企画提案書を期日までに提出しない場合は、企画提案に参加の意思がないものとみなす。なお、参加表明書の提出後に不参加を決定した場合は、企画提案書の提出期日までに事業担当に連絡すること。

(5) 提出された企画提案について、ヒアリング審査を行う。

(6) 企画提案を提出する事業者が4社以上の場合は書面審査を行い、原則、上位3社をヒアリングの対象とする。

(7) ヒアリングの日時及び場所は、別途連絡する。

(8) ヒアリングに参加できなかった場合は、棄権とみなす。

(9) ヒアリング時の追加資料の配付については認めない。

(10) ヒアリングはZoomでの参加を可とする。

(11) 企画提案の採否については文書で通知する。

12. 著作権等の取扱

(1) 成果品などの構成素材等、当該事業実施の際に発生した著作権は観光機構に帰属するものとする。

(2) 成果品および構成素材に係る知的財産等

ウェブサイト等への掲載が見込まれることから、成果品および構成素材に含まれる第三者の著作権およびその他の権利に抵触することがないように十分に配慮すること。

13. 委託契約に関する基礎的事項・留意事項

受託者と結ぶ契約については、次の事項を基本とする。

(1) 採択された提案内容は、観光機構と協議の上、修正する場合がある。

(2) 作業の運営について、その都度、事務局と協議すること。

(3) 事業実施にあたり、新型コロナウイルス感染対策を遵守した企画・運営を行うこと。

14. 再委託について

再委託の予定（下記②の業務に限る）がある場合は、見積書（参考見積り）及び本見積書に再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲を記載すること。また、再委託を行う際には、予め観光機構の承諾を得る必要がある（契約締結後、別添定型書式による「再委託の承諾申出書」を提出する）。観光機構の承諾を要する再委託の範囲は、次の区分における②を言う。

① 「業務の主たる部分」（業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）については、再委託を行うことはできない。

② 「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務については、再委託に際し、観光機構の承諾を要する。

③ 「軽微な業務」（コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等）については、再委託に際し、観光機構の承諾を要さない。

15. 事業問合せ先

札幌市中央区北3条西7丁目
公益社団法人 北海道観光機構
観光戦略部 角 猛志
t_sumi@visithkd.or.jp
TEL 011-231-0941

以上